

民事模擬裁判

——五感をフルに活用する能力開発型授業——

遠山 信一郎*

I 緒論——本学カリキュラム上の位置づけ

民事模擬裁判は、本学カリキュラム上、下記実務系9科目のひとつである。

- (1) 法情報調査 (選択必修)
- (2) 民事訴訟実務の基礎 (必修)
- (3) 刑事訴訟実務の基礎 (必修)
- (4) 法曹倫理 (必修)

- (5) 法文書作成 (選択必修)
- (6) ローヤリング (選択必修)
- (7) 模擬裁判 (民事・刑事) (選択必修)※
- (8) エクスターンシップ (選択必修)
- (9) リーガル・クリニック (選択必修)

上記実務系9科目のうちの5科目を「担当教員の授業管理 (直接 Or / And 間接)」「授業空間 (教室 Or / And 実務現場)」「授業方法 (臨床性・Clinicalの濃淡)の3カテゴリで対比すると図表1の通りとなる。

図表1 実務系5科目の対比

科目名	担当教員の授業管理	授業空間	授業方法
法文書作成	直接	教室	Semi Clinical ↓ 淡 ↓ 濃 ↓ Clinical
ローヤリング	直接	教室	
模擬裁判※	直接	教室	
リーガル・クリニック	直接	教室／実務現場	
エクスターンシップ	直接／間接	教室／実務現場	

* 中央大学法科大学院教授，弁護士

II 授業デザイン

1. 本授業のねらい——院生の能力開発

各院生（クラス定員 15 名）が、本授業を通じて開発する能力は、次の通りである。

- (1) 主張・争点整理分析能力
- (2) 法文書起案能力
- (3) コミュニケーション能力
- (4) 事実認定（ファクト・ファインディング）能力
- (5) 認定事実に適用する規範の選択（ルール・ファインディング）能力
- (6) 民事実体法（民法等）及び手続法（民事

訴訟法）の法原則・理論・概念の体験的統合的学習による知識の定着化・技能化
(7) 法曹倫理のセンス

2. 授業方法

教員が実践管理する授業方法は、次の通りである。

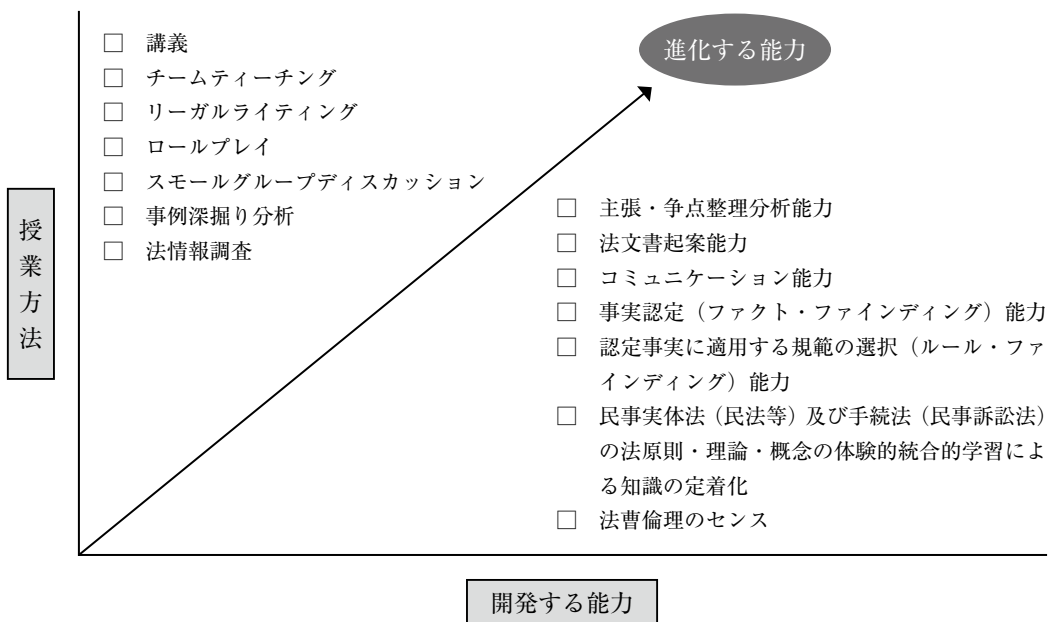
(1) 講義

担当教員は、当日配布レジュメ教材を用いて、民事訴訟手続追行についての実務的理論的知識を講義する。

(2) チームティーチング

教員スタッフとしては、担当教員 1 名にティーチングアシスタント（TA）3 名という 4 人チームである。

図表 2 能力開発図



(3) リーガルライティング
 各院生は、基本的訴訟行為である「訴えの提起」書面である「訴状」とそれに対する応答書面である「答弁書」を、配布教材・資料

に基づいて起案する。
 (4) ロールプレイ
 院生を、下記キャストイング表に従って役づけしたうえで、争点整理手続・証拠調手

図表3 教員スタッフ・フォーメーション (2015年度)

	担当教員	身分	担当実務講師
1	遠山 信一郎	教授	遠藤 輝好
			生井澤 葵
			水庫 正裕
2	石橋 克郎	客員講師	大西 洋一
			杉原 弘康
			多湖 章 (後期のみ)
			波田野 馨子 (前期のみ)
3	木村 英明	客員講師	多湖 章
			生井澤 葵
			柳田 康男
4	佐藤 雅彦	客員講師	五十部 紀英
			田中 太陽
			星野 久美子

図表4 キャスティング表

配 役	氏 名	学 籍 番 号
裁 判 官		
原告代理人		
被告代理人		

続・判決手続の各手続場面で、各具体的手続行為を実際に演じてみる。

(5) スモールグループディスカッション

院生を、キャストイングを通じて3つのスモールグループ（裁判所サイド・原告サイド・被告サイド）に分け、グループ毎に各実務講師がコーチ・チューターとして付いて、活発なグループディスカッションを展開する。

(6) 事例深掘り分析

院生は、例えば、動産売買代金請求事件においては、契約履行請求及び不法行為にもとづく損害賠償請求の可否・範囲について、具体的事案に即して、「要件事実」を用いて深

掘り分析していく。

(7) 法情報調査

院生は、授業プロセスの中で掘り出された事実認定上のテーマや、適用すべき条文について、各自、判例・法律文献等を調査する。

Ⅲ 授業実践進行手順

本授業は、下記工程表を標準スケジュールとして進行していくが、各クラスの具体的授業内容については、各クラスの教員チームで創意工夫して、院生の学習向上に適合させて柔軟に展開する。



法廷風景



水庫先生



遠藤先生



生井澤先生

図表5 民事模擬裁判授業工程表

	回	授業日	テーマ	授業内容	配布教材リスト	院生の課題等
Lecture & Writing	1	○月○日	ガイダンス	①授業のねらい説明 ②キャスティング ③民事訴訟手続講義 ④訴状作成の要点	①当日授業用レジюме ②工程表 ③キャスティング表, 訴状見本, 甲号証, 訴訟委任状, 資格証明書 ④条文で見る民事訴訟(第一審手続)整理ノート	訴状起案のための予習
	2	○月○日	訴状起案	訴状即日起案	訴状頭書書式	本間における請求原因事実の検討
	3	○月○日	訴状起案講評	①訴状の書き方 ②事案分析	①当日起案レジюме ②訴状(参考起案) ③乙号証 ④訴訟委任状	参考訴状と自己の起案訴状との比較検討, 答弁書起案のための予習
	4	○月○日	①答弁書起案 ②答弁書講評	①答弁書即日起案 ②答弁書の書き方 ③事案分析	①当日起案レジюме ②答弁書頭書 ③答弁書(参考起案)	本間における要件事実の検討, 第1回弁論期日及び第1回弁論準備手続の準備
Role Playing	5	○月○日	争点の整理	①第1回弁論期日の手続 ②弁論準備期日の手続 ③争点の整理・証拠決定手続 ④証人申請	ブロック・ダイアグラム(参考)	実務講師を尋問準備
	6	○月○日	証拠調(人証)	①本人尋問(主・反対) ②証人尋問(主・反対) ③講評		判決主文及び理由要旨提出
	7	○月○日	判決	①判決言い渡し ②講評	判決主文(参考)	
	8	○月○日	総復習まとめ			

図表6 ベーシック教材

生活紛争と法

ベーシック教材 III

条文で見る民事訴訟
(第一審手続き)
整理ノート

2015年

CHUO LAW SCHOOL

本教材の使い方

1 本教材は、本法科大学院設立時に、民事模範裁判担当者会議（小名弦、遠山信一郎、本間住子、横井弘明）で編集したものに、民事訴訟法担当の二羽和彦教授の意見を入れ、現担当者会議で作成したものです

2 学生諸君は、左頁の条文に基づく民事訴訟手続の流れを確認し、イメージしたうえで、右頁に、学修した民事訴訟法の基本原理・原則・重要理論・概念を整理して書き入れることで、自分なりの民事整理ノートを作りたいと思っています。

2014年8月

民事模範裁判担当者会議
遠山 信一郎
石橋 克郎
木村 英明
佐藤 雅彦
遠藤 輝好

第1 原告訴訟代理人受任から訴状提出まで

一 受任

1 訴え提起前における証拠収集の処分等

(1) 訴えの提起前における照会

法132条の2

1 訴えを提起しようとする者が訴えの被告とならばべき者に対し訴えの提起を予告する通知を寄附した照会（以下「予告通知」という。）には、その予告通知をした者（以下「予告通知者」という。）は、その予告通知を受けた者に対し、その予告通知をした日から4月以内に限り、訴えの提起前に、訴えを提起した原告の主張又は立証を準備するために必要であることが明らかな事項について、相違の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができる。ただし、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 法163条各号のいずれかに該当する照会

二 相手方又は第三者の私生活についての秘密に関する事項についての照会であって、これに回答することにより、その相手方又は第三者が社会生活を営むのに支障を生ずるおそれがあるもの

三 相手方又は第三者の営業秘密に関する事項についての照会

(2) 訴えの提起前における証拠収集の処分

法133条の4

1 裁判所は、予告通知書又は前条（法132条の3）第1項の照会をした被告予告通知者の申立てにより、当該予告通知に係る訴えが提起された場合に必要であることが明らかな証拠となるべきものについて、申立人がこれを自ら収集することが困難であると認められるときは、その予告通知又は回答の相手方（以下「相手方」という。）の意見を聴いて、訴えの提起前に、その収集に係る次に掲げる処分をすることができる。ただし、その収集に費すべき時間又は犠牲を受けるべき者の負担が不当なものとなることその他の事情により、相違でないときは、この限りでない。

一 文書（法231条に規定する物件を含む。）の所持者にその文書の送付を嘱託すること。

二 必要な照会を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体（以下「官公署等」という。）に嘱託すること。

三 専門的な知識経験を有する者にその専門的な知識経験に基づく意見の陳述を嘱託すること。

四 執行官に対し、物の形状、占有関係その他の状況について調査を命ずること。

- 1 -

- 2 -

IV 今後の課題——「理論と実務との架橋」教育の高度化

1. スモールグループディスカッションの充実

スモールグループディスカッションは、院生一人ひとりの参加意識と参加行動の習慣づけを図ることを通じて分析議論を深める、学修効果がきわめて高い能動的な教育手法である。これをさらに充実していくための、担当教員の教育技能の高度化を図っている。

2. 研究者教員とのコラボレーション

2016年度後期の民事模擬裁判授業では、実務家教員（筆者）と研究者教員（二羽和彦教授：民事訴訟法）と共同担当のクラスを設定している。

実務的なライティング及びロールプレイ授業を実践する中で、その理論的な根拠を的確に検証したり、理論的な深掘り議論を注入することで、さらに各院生の能力開発の高度化を図り、またこれを機会に、授業全体について、研究者教員とのコラボレーションを拡大深化する目論見である。

3. 事件教材の開発

現在、本学オリジナルの民事模擬裁判用の事件教材としては、(1)動産売買関係事件(2)不

動産賃貸借関係事件(3)貸金・保証関係事件の三種類のストックがある。

これらについては、絶えずメンテナンスを施している。さらに、新しい事件教材を教員スタッフで開発中である。

4. 補助教材の開発・活用

現在、使用している補助教材のひとつとして、「条文で見る民事訴訟（第一審手続き）整理ノート」（全113頁）がある。

この教材は、民事訴訟法と民事訴訟規則の条文を、訴えの提起—争点整理—判決の過程順に並べかえた「左頁」と、ノート欄の「右頁」とで構成されている。

院生が、各自の起案作業やロールプレイング（演技）の条文上の根拠を確認しながら、民事訴訟法の基本原理・原則・概念等の整理ノートを作っていくためのものであり、院生からも好評を得ている。

さらなる新しい補助教材を教員スタッフで開発中である。

〈参考文献〉

- 小島武司・加藤新太郎・那須弘平『民事模擬裁判のすすめ』（有斐閣、1998年）
 遠山信一郎「ロールプレイ型授業の実践例」中央ロー・ジャーナル3巻1号109頁
 遠山信一郎「模擬ADR型授業の法曹養成効果」伊藤眞ほか編『小島武司先生古稀祝賀 民事司法の法理と政策・下巻』（商事法務、2008年）
 遠山信一郎「中央大学法科大学院における授業方法の機能的考察」法学新報113巻9・10号367頁